

## 13 PTA規約

第1条 この会は、大阪府立阿倍野高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第2条 この会の目的は、家庭・学校・社会における生徒の福祉を増進し、民主的教育を推進することにある。

第3条 この会は次のものを完全に果たすことを期する。

- (1) 家庭に対する責任 (2) 社会に対する責任 (3) よりよい学校を作る責任

第4条 この会の会員は次の通りとする。

- (1) 生徒の保護者 (2) 学校の教職員

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者から)  
(2) 副会長 2名 (保護者から2名)  
(3) 書記 2名 (保護者、教職員から各1名)  
(4) 会計 3名 (保護者2名・教職員1名)

役員は役員指名委員会において候補者を選定し総会で決定する。

指名委員会は卒業年度の役員及び実行委員で構成する。

役員の任期は4月1日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

付 則 平成10年4月1日より実施

第6条 役員の任務は次のとおりである。

- (1) 会長は会を代表し、総会を司会する。必要に応じて実行委員会・各委員会を招集する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のとき代理を務める。  
(3) 書記は会の記録を作成し、庶務を行う。  
(4) 会計は会計事務を行う。

第7条 毎年定期総会を開き、役員の選出・予算・決算などの事項を議決する。

なお会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

総会定足数は全会員の5分の1とし、その議決は出席会員の過半数による。

第8条 例会は原則として各学期に1回開く。

第9条 この会に次の委員会を設ける。

各委員会ごとに、会長は委員長1名および副会長若干名を委嘱し、また委員長は委員若干名を委嘱する。委員は他の委員を兼ねることはできない。

- (1) 学年進路委員会 生徒学校生活向上のため、学級または学年進路に関する事  
(2) 成人教育委員会 会員相互の生涯教育に資する。  
(3) 保健衛生委員会 生徒の保健衛生の状態について調査研究し、生徒の健康増進につとめる。  
(4) 人権啓発委員会 研修・広報活動を通じて、様々な人権問題の正しい理解を深め、人権という普遍文化の創造を目指す。  
(5) 広報委員会 広報誌(PTA新聞等)の発行を通じて、PTA活動や校内活動について会員相互の認識や理解を深める。  
(6) 会計監査委員会 1年に2回、総会の前に会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(7) その他必要と認める委員会

第10条 実行委員会は役員・各委員会・各副委員長および校長をもって構成し、会の運営上の事項を協議し、また各委員会間の連絡をはかる

第11条 この会の会費は、生徒・教職員それぞれ一人につき年4,000円とする。  
会計年度は4月に始まり3月に終わる。

第12条 規約は総会で出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則 (1) この規約に定めるもののほかは、実行委員会において内規として定める。

(2) この規約は、昭和58年4月から実施する。

(3) 平成13年4月25日一部改正

(4) 平成16年4月25日一部改正

(5) 平成17年5月12日一部改正

(6) 平成28年5月11日一部改正

(7) 平成30年5月9日一部改正

## 慶弔に関する内規

### 1 保護者・生徒の慶弔に関する事項

(1) 保護者の死亡	香典	10,000円
	楮	1対
(2) 生徒の死亡	香典	20,000円
	楮	1対

### 2 教職員に関する事項

(1) 本人の死亡	香典	20,000円
	楮	1対
(2) 配偶者・子の死亡	香典	10,000円
	楮	1対

3 但し1・2共、楮に代え花輪・供花の場合は、10,000円（消費税含まない）以内とする。

4 不時の災害など、前項以外の特別な場合は、会長に於いて決定するものとする。

付則 平成7年1月

付則 平成13年10月 一部改正

付則 平成14年4月より実施

付則 平成20年5月 一部改正

付則 平成28年5月11日 一部改正